

# 1 事業報告

## 1 法人経営総括

### (1) 事業団をめぐる動向

#### ① 社会福祉法の一部改正について

- ・社会福祉法改正案は平成 28 年 3 月 31 日に可決成立し、平成 28 年 4 月 1 日施行分、平成 29 年 4 月 1 日施行分と 2 年間で段階的に施行された。
  - <平成 28 年 4 月 1 日施行分>
    - ア 事業運営の透明性の向上（閲覧対象書類の拡大など）
    - イ 財務規律の強化（会計基準の省令への位置づけなど）
    - ウ 地域における公益的な取組の実施（責務規定）
    - エ 行政の関与の在り方（認可等の権限を地方へ移譲など）
  - <平成 29 年 4 月 1 日施行分>
    - ア 経営組織の見直し（評議員、理事、監事の資格、職務など）
    - イ 財務規律の強化（役員、評議員に対する報酬等の支払基準など）
- ・その後、国は平成 28 年 6 月 1 日付で通知「社会福祉法人の地域における公益的な取組の考え方について」を発出し、地域における公益的な取組は 3 つの要件を満たす福祉サービスであることとした。また、所管庁は特定の事業の実施を強制するなど、法人の自主性を阻害するような指導を行ってはならないとしている。
- ・国は 6 月 20 日付の事務連絡「社会福祉法人制度改革における社会福祉法定款例（案）について」で、定款変更等の事前準備作業の参考として、定款例（案）を示した。
- ・都は、7 月 15 日付の社会福祉法人代表者に対する「社会福祉法改正に伴う定款変更認可申請手続きについて」で、臨時的措置として 2 段階で審査を行うとして、国が示した定款例に基づく「定款変更案」の提出を求めた。この事務連絡では、会計監査人は平成 27 年度決算でサービス活動収益が 10 億円以上の法人は会計監査人の設置を想定するとの内容だった。そのため事業団も会計監査人の規定を定款変更案に盛り込んだ。
- ・東社協は、8 月 31 日に経営相談室だより（N0118）にて、「新評議員選任のための方法と選任までのスケジュール案について」、「評議員選任・解任委員会運営細則案」を都内法人に送付した。
- ・10 月 21 日に開催された国の第 5 回社会福祉法人の財務規律の向上に係る検討会では、社会福祉充実残額の算定に関して、控除対象財産等にかかる今後の検討課題の 1 つとして「施設を所有していない法人の取扱い」が挙げられた。
- ・11 月 11 日に政省令が公布され、会計監査人設置義務の基準として平成 29、30 年度は収益 30 億円を超える法人に限定し、収益 20 億円を超える法人は平成 31、32 年度に設置義務が生ずることとなった。
- ・平成 29 年 1 月 24 日になり、国は「社会福祉充実計画の承認等に係る事務処理基準」を示した。その中で、「主として施設・事業所の経営を目的としていない法人等の特例」として、現に社会福祉事業等の用に供している土地・建物を所有していない、又は当該土地・建物の価額が著しく低い場合（「再取得に必要な財産」及び「必要な

運転資金」の算定の結果の合算額と、「年間事業活動支出」とを比較して当該合計額が年間事業活動支出を下回る場合）の控除対象財産については、特例的な取扱いとして、将来的な事業用土地・建物の取得も考慮し、社会福祉充実残額の算定式にかかわらず、年間事業活動支出全額を控除することができることが示された。

- ・東社協は、2月3日、国が11月11日に示した「定款例」（改正版）に基づき、「社会福祉法人定款細則の東社協モデル（案）」を、都内法人に示した。
- ・このように、事業団では、国・都の通知、東社協等からの情報提供を通じ課題整理を行い、理事会・評議員会を開催し規程整備を行った。（事業団の具体的な取組は、（2）①を参照）

## ② 社会貢献事業について

- ・東社協では、社会福祉法人の連携による社会貢献事業の実施に向けて、平成27年3月以降検討を重ね、平成28年9月21日に東京都地域公益活動推進協議会を設立した。
- ・この協議会では、「地域における公益的な取り組み」として、①各法人による取組み、②地域の連携による取組み、③広域の連携による取組みの三層で展開する。③の広域連携事業として「はたらくサポートとうきょう」を実施し、働きたい人に各法人の事業所を「働く場」として提供し支援する、としている。
- ・事業団は、既に各施設で地域交流・地域貢献事業に取り組んでいること、塩崎荘において新たな就労支援事業を積極的に進めていること、更生施設の居室清掃等にみのり舎の利用者が従事していることなどの実情を踏まえ、設立当初からの協議会への参加は見送った。
- ・施設単位で地区社協の連絡会や地域ネットワークに参加し、今後も地域における福祉ニーズの把握に努めていく。また、3月に策定した長期計画の中では、施設で取り組んでいる退所者への生活相談を「OB・OG支援事業」として制度化することや、新たな地域貢献事業を検討していくことにしている。

## （2）法人の重点目標

### ① 社会福祉法改正を受けた事業団規程の整備等について

- ・事業団をめぐる動向で記した通り、規程の整備等は国・都の通知を待って、定款案、評議員選任・解任委員会運営規則案、定款細則案を作成し、評議員会、理事会に諮った。
- ・7月15日付の都の事務連絡により、事業団の「定款変更案」を8月中旬に都に提出し確認された「定款の一部改正案」を9月2日第2回評議員会、9月9日第3回理事会を諮った。
- ・11月11日付の政省令で、会計監査人設置義務が延期されたため、文言を修正した「定款変更案」を都に認可申請し、12月15日に認可された。
- ・また、改正後の定款では、新評議員は「評議員選任・解任委員会」で選任されることになっている。13人の新評議員の候補者、選任・解任委員会の2人の外部委員候補者をお願いするとともに、東社協が8月に示した「評議員選任・解任委員会運営細則案」に基づき、事業団の運営細則案を作成し、選任・解任委員会委員、委員の報酬額とともに、12月2日の第5回理事会に諮った。同時に次期評議員候

補者推薦書案も提案した。

- ・平成 29 年 1 月 20 日に「評議員選任・解任委員会」が開催され、理事会の候補者案のとおり新評議員が選任された。
- ・3 月 22 日の第 7 回理事会では定款細則の一部改正案を諮ったが、この改正案は 2 月の「社会福祉法人定款細則の東社協モデル（案）」を下敷きにして作成したものである。
- ・国の通知が何回か改訂されたが、事業団の大きな課題であった 2 点について、以下の結論が得られた。
  - ア 会計監査人の設置については、平成 29 年度が延期され平成 31 年度になる見込みであること
  - イ 社会福祉充実残額の算定については、控除対象財産の特例的な取扱いとして、「年間事業活動支出全額」を「活用可能な財産」から控除できることになり、社会福祉充実残額はマイナスで、社会福祉充実計画策定義務はなくなったこと

## ② 事業団立更生施設塩崎荘の開設と自立的な施設運営について

- ・平成 28 年 4 月、事業団は初めての自前の更生施設として塩崎荘を開設した。事業計画では年間入所者の目標は 170 人で、半年かけ 10 月末に定員充足とする予定であったが 7 月末には達成し、その後も定員をほぼ満たした。この実績は、入所方法について当初は特人厚での入所調整枠を 80 人、福祉事務所から直接入所する枠を 20 人としていたが、年間通じて直接枠がほぼ 40 人を占める結果となったことが影響しているが、塩崎荘の安定した財政基盤実現に向けてのよいスタートとなった。
- ・利用者支援でも、食事代の一部現金支給、利用者の掃除当番廃止、冷暖房の柔軟な使用、毎朝のシャワー使用、外出時も部屋に施錠できる外鍵の貸与など、地域生活移行を念頭に新たな支援を盛り込んだ。
- ・江東区から受託した生保受給者、生活困窮者への就労準備支援事業である「江東区就労支援センター」は、更生施設の施設機能のほか、人的資源、支援メニューを活用し、きめ細かな支援を行った。年間支援ケースは 73 人で目標の 120 人は届かなかったが、セミナー、就労体験・所内作業、ボランティア活動など多様なプログラムを実施し、就労意欲の喚起に取り組んだ。
- ・一方、新たな就労支援プログラムとして導入した「無料職業紹介事業」は 1 件のみ、「就労訓練事業」は実施に至らなかった。これらの事業を軌道に乗せている他法人の見学など、更なる検討・研究が必要となっている。

## ③ 新たな長期計画及び人材育成計画の策定について

- ・平成 27 年 6 月から始まった「事業団長期計画及び人材育成計画」の検討は、当初 1 年間で策定する予定であったが、塩崎荘建設、しのばず荘新規受託などのため大幅に遅れた。平成 28 年度に入ってから新規事業のヒアリング、財政シミュレーション等に時間がかかり、漸く平成 29 年 2 月 27 日第 6 回理事会に計画案を示すことができた。理事会での意見、その後の職員向け説明会での意見を参考に最終案を作成し、3 月 22 日の第 7 回理事会で策定された。
- ・この長期計画は、10 年後の事業団の目標・水準を示し、その実現に向けた具体的な取組をまとめたもので、①利用者支援の充実強化、②新たな自主事業の取組、

③地域貢献事業の充実強化、④人材育成の充実強化、⑤財政基盤の強化の5つが計画の柱となっている。また、人材育成計画は長期計画を担う人材を計画的に育成していくものである。この2つの計画を一体的に進めていくために、本部は各施設と連携を図りながら全体の進行管理に取り組む。

- ・人事給与制度の見直しについては、第2次経営改善から10年が経過し実態にあわない部分を整理し、人件費の増大、退職手当引当金の積み増しなど財政基盤の強化も求められている。平成25年度に着手した見直しの検討は、平成27年度中に新人事評価制度として、平成28年度に試行し平成29年度に本格実施に移す。また、新人事給与制度は平成28年度中に最終的なとりまとめを行って、29年度から導入する。
- ・2つの計画の策定・実施及び新人事給与制度の導入は、事業団が今後自立的な法人運営を進め、職員に長期に渡り安定的な職場を提供するために欠かせないものである。実現に向けて、3年ごとの実施計画を作成し本部の進行管理の下、所長をはじめ施設職員と連携して取り組んでいく。

### (3) 法人経営の主な課題と対応

#### ① 新規受託した更生施設しのばず荘での利用者支援等について

- ・更生施設しのばず荘の指定管理者は、平成28年3月31日を以って社会福祉法人厚生会から事業団に移った。
- ・事業団は、しのばず荘のこれまでの利用者支援の継続性を重視しつつ、事業団で培った支援プログラムを徐々に反映させるとともに、法人運営の体制下に再編して人事や会計処理など適切な施設運営となるよう取り組んだ。
- ・利用者支援の面では、事業団支援手引きを活用し、地域につなぐ支援に転換し積極的に利用者に働きかけた。業務日誌、ケース記録の内容も変更し、意識改革と視点の共有化を図った。新規就労者は前年比14人増の45人、うち就労自活者6人、目的達成率65%となった。
- ・また、生活環境向上の面では、施設の分煙化、美化推進のため喫煙室の設置、廊下・壁のペンキ塗装、全館剥離清掃などに力を注いだ。さらに軽ワゴン車配置、自動販売機の設置、トイレの照明センサー取付けなどにも取り組んだ。
- ・事業団に継続して採用された厚生会職員に対しては、3月、4月に研修を実施し、11月には懇談会を行ってフォローアップに努めた。また、昇任選考についても受験基準の特例を設けて対応した。事業団に早く馴染み、貴重な人材として利用者支援に全力で向ってもらえるよう、今後もサポートしていく。

#### ② カナルサイド高浜の建替え、仮移転について

- ・港区は平成32年の山手線新駅開業に向けて道路整備を行うため、平成30年後半に宿泊所高浜荘及び本部のあるカナルサイド高浜を解体・移設する。平成28年5月30日第2回理事会では、本部の仮移転先は新塩崎荘2階集会室とし、平成29年秋口の移転に向けて準備することになった。
- ・当初のスケジュールでは、平成31年度カナルサイド高浜解体工事、34年度本移転（本部戻り）、高浜荘再開であったが、平成29年3月30日の基本計画案では、

解体工事は1年前倒しで平成30年度に、本移転は1年先送りの平成35年度となっている。事業団の仮移転予定日は平成29年9月28日であり、新塩崎荘での本部活動は5年半以上になる見込みとなった。

- ・昨年度に立ち上がった本部移転準備検討会の下で、厚生部業務課と連携し、移転先レイアウト、移転計画、移転作業委託等、移転経費の補償等に取り組んでいく。

### ③ 個人情報保護の徹底について

- ・事業団は平成5年に「個人情報の保護に関する規則」等を制定し、平成17年に「個人情報の保護に関する方針」を定めて個人情報の取り扱いを徹底してきた。平成19年度に専用LANを本部・施設間に敷設し職員のパソコンを外部と遮断し、さらに平成24年度に「事業団情報セキュリティ基本方針」を策定し、より一層のセキュリティ確保に努めてきた。
- ・プライバシーマークの取得は、事業団が福祉施設運営での個人情報保護を万全な体制で整備していることを、利用者・実施機関等に目に見える形で示し、安心と信頼を得るものである。平成28年3月に付与申請を行い、7月に現地審査が行われたが、審査結果は事業団の規程や内部監査等の体制整備が不十分とされた。事業団はこの際に示された指摘事項に沿って、個人情報保護体制の整備に取り組んでいく。特に、体制整備の要となるマネジメントサイクルの管理を経営管理課が担うことによって、法人が中心となった個人情報漏洩防止を第一の法人運営、施設運営を目指していく。

### ④ ホームレスの実態に関する全国調査の実施について

- ・全国調査は、ホームレス自立支援法に基づき5年毎に実施されており、平成18年度、23年度に続き、3回目の調査となる。今回も東京都から事業団が特別区域の調査についてとりまとめを受託し、調査本部を立ち上げ調査を実施した。
- ・事業団は第1ブロック、有隣協会が第2ブロックと第3ブロック、そして東京援護協会が第4ブロック、新栄会は第5ブロックをそれぞれ担当し、356人のホームレスに面談し調査を行った。調査員は4法人で合計137人となった。
- ・9月中に4法人の打合せ会を3回実施した後、全調査員向けに合同説明会を開き、10月10日から28日まで3週間で調査を実施した。その結果を各法人から回収し調査票を確認し、11月に集計作業を終えた。
- ・都を通して集計結果を国に提出したが、受託総額は約12,600千円であった。